

## (2) 役員を選任について（協議）

北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱第5条の規定に基づき、役員（会長1名、副会長1名、監事2名）を選出する。

### ○役員

・会長 1名  
（委員互選）

---

・副会長 1名  
（会長指名）

---

・監事 2名  
（委員互選）

---

---